

大野和光園ホームヘルプ事業所
訪問介護
【料金表】

平成27年8月1日より

1. 介護保険一部負担額

(介護保険負担割合証に2割と記載がある方につきましては、下記金額に2を乗じた金額となります)

【基本部分】

①身体介護が中心である場合

所要時間20分未満	165円 /回
所要時間20分以上30分未満	245円 /回
所要時間30分以上1時間未満	388円 /回
所要時間1時間以上	564円 /回

※30分を増すごとに80円を加算

②生活援助が中心である場合

所要時間20分以上45分未満	183円 /回
所要時間45分以上	225円 /回

③身体介護に続き生活援助を行った場合

20分以上	67円 /回
45分以上	134円 /回
70分以上	201円 /回

【加算】

<p>特定事業所加算（Ⅱ）</p>	<p>下記（１）～（４）の要件および、（５）または（６）を満たす場合に加算します。 （１）すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し研修実施又は実施を予定していること。 （２）次に掲げる基準に従い、訪問介護が行われていること。 （一）利用者に関する情報、サービス提供の留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした介護を定期的に行うこと。 （二）サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供の留意事項を文書等の確実な方法で伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。 （三）すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行っていること。 （４）緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 （５）訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が 30%以上又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1 級訪問介護員の合計が 50%以上。 （６）すべてのサービス提供責任者が 3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は 5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1 級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2 人以上のサービス提供責任者が常勤であること。</p>	<p>所定単位数の 100分の10に 相当する 料金を加算 します /回</p>
<p>緊急時訪問介護加算</p>	<p>利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合に加算します。</p>	<p>100円 /回</p>
<p>初回加算</p>	<p>新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。</p>	<p>200円 /月</p>

<p>生活機能向上連携加算</p>	<p>以下の要件を満たす場合に加算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士等による指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。 ・当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行っていること。 ・当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間、算定できること。 	<p>100円 /月</p>
<p>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p>	<p>以下の要件を満たす場合に加算します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② ①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ④ 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> （一） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。 （二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 （三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 （四） （三）について、全ての介護職員に周知していること。 ⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。 	<p>所定料金に8.6%を乗じた料金を加算します。 /月</p>